

会報

宮崎県建設業協会
機関誌

Monthly
Association
Construction
Industry
NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



出前講座

平成26年10月2日(木) 8:45~9:30

実施高校 都城工業高等学校 建設システム科

1年生 40名 教師 3名

講師 都城地区建設業協会 会長 堀之内芳久
(大淀開発㈱代表取締役)

講座内容 建設業について ほか

2015.

4

No.486

目次 CONTENTS

●平成27年4月の行事予定	1
●県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（3月分）	2
●会員の異動状況・会員数推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 第13回常務理事会を開催	3
2. 第12回宮崎県県土整備部との意見交換会を開催	5
3. 平成27年度予算審議等理事会報告について	7
4. 常置委員会開催結果報告	7
5. 改正品確法並びに担い手の確保・育成について宮崎県知事等へ要望	9
6. 建設業若年者入職促進・人材育成事業（地域人づくり事業）の実施状況について	10
●事業協同組合	
地域建設業経営強化融資制度について	11
●技士会	
1. 平成27年度1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	13
2. 平成27年度1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書受付について（お知らせ）	13
3. 平成27年度監理技術者講習の日程お知らせ	14
4. 平成27年度（公財）宮崎県建設技術推進機構主催研修会	14
5. JCM技術論文“現場の失敗”原稿募集	14
●建退共	
1. 建退共への加入のおすすめ	15
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）	16
●厚生年金基金	
事業概況（2月分）	16
●建災防	
1. 解体用機械の「特例講習」について	17
2. 平成26年に県内で発生した死亡災害	18
●火薬協会	
1. 火薬関係の資格試験日程について	19
2. 受験対策講習会の開催について	19
3. 火薬類報告書の提出期限の徹底について	19
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1月分）	20
2. 中間前払金制度のご案内	21

平成 27 年 4 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			火災保安協会監査
7	火	県協会広報WG	建災防監査 職長、安全衛生責任者教育（8日 まで清武）	
8	水	技士会監査		
9	木	建設会館、建設業政治連盟監査	建退共監査	
10	金	県協会監査 宮崎県産業開発青年隊入隊式	車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（11日まで延岡）	全建協連監査（東京）
11	土			
12	日	県議会議員選挙投票日		
13	月	県協会第1回常務理事会、県土整備部 との意見交換会 技士会理事会	建災防理事会	火災保安協会理事会
14	火		型枠支保工組立て等作業主任者技 能講習（15日まで延岡）	組合監査
15	水			
16	木		建退共支部事務担当者会議、研修 会（17日まで東京） 基金告知書発送 基金九州地区総合厚生年金基金協 議会平成27年度総会（宮崎）	
17	金		高所作業車運転技能講習（18日ま で清武）	
18	土			
19	日			
20	月		熱中症予防指導員研修（清武）	
21	火	九建協会長会議	足場組立て等作業主任者技能講習 （22日まで清武）	
22	水		基金九地協宮崎部会総会、役員会 研修会（宮崎）	全建協連役員会（東京）
23	木			
24	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（25日まで清武）	
25	土			
26	日	市町村長・議会議員選挙投票日		
27	月		車両系建設機械（解体用第1・3 種）運転技能特例講習（清武）	
28	火		車両系建設機械（解体用第2種・ 短縮）運転技能特例講習（清武）	
29	水	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	木		不整地運搬車運転技能講習（5／1 まで清武）	

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（3月分）

【HP】

項	目	所 管	形 式
1	【九州地方整備局】新たな総合評価落札方式による試行の実施について	国 土 交 通 省 九州地方整備局	html
2	【国土交通省】土木工事積算基準等の改定について	国 土 交 通 省	html

会員の異動状況

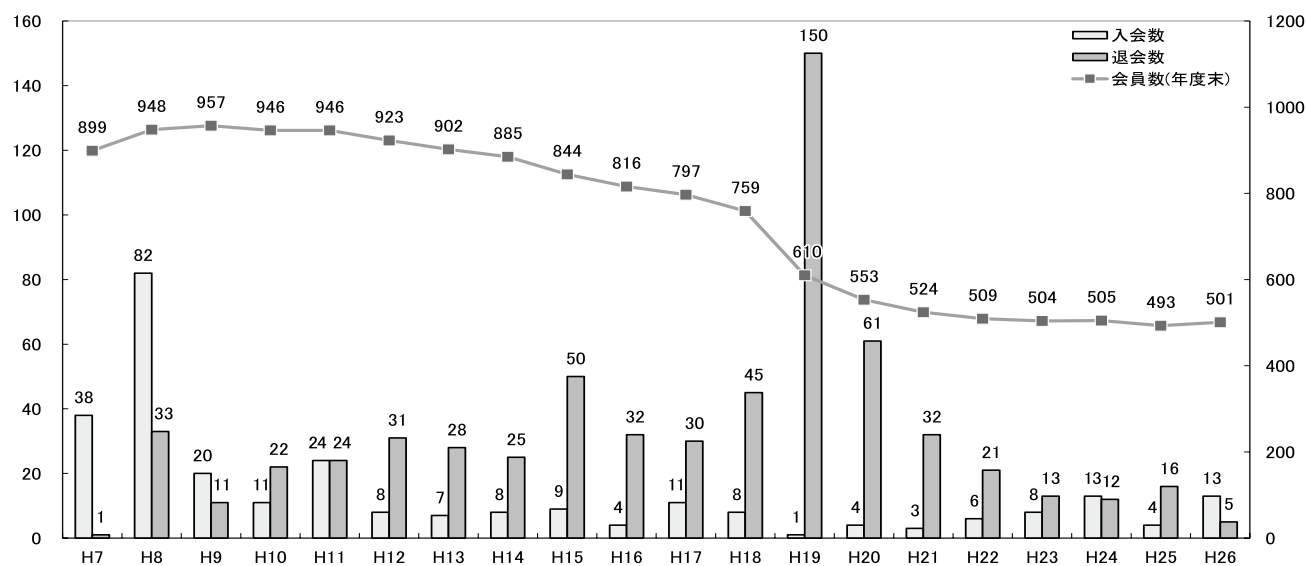
【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	ミヤキ建設(株)	住 所	〒880-2104 宮崎市大字浮田773番地1	〒880-2231 宮崎市大字糸原4310番地
		住 所	〒880-0123 宮崎市大字芳士字五反田565番地	〒880-2104 宮崎市大字浮田773番地1
		電 話 番 号	0985-39-6035	0985-89-3012
		FAX 番 号	0985-39-7142	0985-89-3014

【退 会】

地 区 名	会 社 名	代 表 者 名	退 会 日
宮 崎	川越工務店(株)	川 越 重 信	H27. 3.31

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	5
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	501

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退（68社脱退）、H26はH27.3.31現在

宮崎県建設業協会

1. 平成26年度第13回常務理事会を開催

平成27年3月16日（月）午後1時30分、建設会館2階「委員会室」において、榎村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告して開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「地域維持型契約について各地区で準備中と思うが、対応をよろしく願いたい。今月中に品確法の運用指針に関する要望活動を三役と建産連役員で行うが、各地区協会長は出先機関や市町村に対しての要望活動をお願いしたい。国交省から一般管理費と現場管理費が引き上げられる情報があったが、嬉しいことである。

本日は議題が多いため、円滑な進行にご協力をいただきたい。」と挨拶を述べられ、議事に移った。



山崎会長挨拶



第13回 常務理事会

議題1 新規会員入会について

榎村事務局長が資料1に基づき、東諸地区協会から3社の入会推薦があったことを報告し承認された。

議題2 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料2に基づき、県土整備部の出席者及び意見交換会の議題を報告した。

平成28・29年度格付については、格付別で意見が異なり纏めることが困難なこと、県からの提案がない状態で本会の意見は出せないこと、また、県に協議するための資料を求めたが無かったこと等の理由により、判断が難しいため、現状通りで回答することが承認された。

議題3 平成27年度事業計画（案）・予算（案）及び定款一部変更（案）等理事会への提案事項について

大谷総務課長が資料に基づき、平成26年度の事業である防災・減災システムについて、システム内容と予算額の変更について報告した。

続いて、榎村事務局長が資料に基づき、平成26年度の決算見込みについて報告した。

理事会で審議される議案については、榎村事務局長が平成27年度事業計画（案）及び収支予算（案）を報告し、大谷総務課長が定款の一部改正（案）及び役付役員選出のための理事会について報告し、いずれも承認された。また、役員人事案件を提案することが承認された。

来年度のCM事業については、竹尾副会長を委員長として、青年部連合会で内容を検討するよう常務理事会では決まり理事会へ提案することとなった。

議題4 平成27年度宮崎県建設業協会会長表彰の推薦について

大谷総務課長が資料4に基づき、平成27年度表彰候補者が、第2条が3名、第4条が20社、第5条が86名、合計109名（社）であることを報告し承認された。

宮建協

議題 5

平成 27 年度宮崎県総合防災訓練における 訓練内容の調査について

樫村事務局長が資料 5 に基づき、平成27年度の宮崎県総合防災訓練に、本会として日南地区、串間市、都城地区の各協会が参加することを諮り承認された。

訓練希望調査は県協会事務局が提出するが、今後の場所別・機能別会議等において、各地区協会が実働訓練について具体的に詰めることが承認された。

議題 8

4月常務理事会のスケジュール等について

大谷総務課長が資料に基づき、4月13日（月）の常務理事会及び5月11日（月）の理事会について、関連団体のスケジュールを含めて報告した。

5月の常務理事会は、5月12日（火）に開催することが承認された。

議題 6

宮崎県中小企業団体中央会創立 60 周年記念誌 発行に伴う協賛広告の掲載について

樫村事務局長が資料 6 に基づき、県商工会議所連合会から3月21日の東九州自動車道、佐伯・蒲江間開通に伴う宮日新聞の特集について、公告協賛の依頼があったことを報告し承認された。

議題 7

その他

（1）地域人づくり事業について

有馬コーディネーターが参考 1 に基づき、3月13日までの雇用実績と3月及び平成27年度の集合研修計画を報告した。

（2）改正品確法の運用指針に係る要望活動について

樫村事務局長が参考 2 に基づき、本会と建産連の合同による改正品確法の運用指針に係る要望活動について、スケジュールと地区協会毎の要望先を報告した。

岡田専務理事が、要望書を地区協会に送付することを報告した。

（3）平成27年度県政に関する要請についての回答について

樫村事務局長が参考 3 のとおり、平成26年8月に自民党県連に提出した県政に関する要請について回答を受けたことを報告した。

（4）社会保険未加入対策について

樫村事務局長が参考 5 に基づき、2月25日に社会保険未加入対策推進九州地方協議会が開催されたことを報告した。

岡田専務理事が、協議会の申し合わせ事項を報告した。

2. 第12回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成27年3月16日（月）午後3時30分、建設会館5階「会議室」において、第12回目の意見交換会が開催された。出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：福嶋部参事兼課長、井上課長補佐
高妻主幹、日高主幹、丸田副主幹
川野主査

技術企画課：高橋部参事兼課長、大坪課長補佐
桑畑主幹、岩切主幹、奥田主査
春田主査

営 繕 課：後藤課長補佐、石見副主幹

◇公共三部共管

工事検査課：永野課長、岡留工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、谷口・河野（宏）・竹尾副会長
後藤・小野・堀之内・淵上・藤元・
河野（孝）・甲斐常務理事

事 務 局：岡田専務理事、檜村常務理事兼事務局長
大谷・林田・菊池課長

【山崎会長挨拶】

1年間意見交換会にご協力いただきお礼を申し上げます。地域維持型契約については、各地区で準備を進めており期待している。また、改正品確法は、建設産業界にとり最後のチャンスと考えている。地方創生の実現に向け業界として頑張りたい。来年度は業界の役割と魅力について、CM放映によりPRする計画である。



山崎会長挨拶

【福嶋県土整備部参事兼課長挨拶】

意見交換会は大切であると認識しており、今後も政策推進に役立てたい。平成27年度は、改正品確法が運用され、地域維持型契約の試行も始まるため、意見交換会の継続をよろしくお願いいたします。



福嶋県土整備部参事兼課長

◆県からの情報提供について（説明順）

（1）指名競争入札について（管理課）

- ① 3月21日の入札契約監視委員会で、指名競争入札の制度化について県民目線の意見をもらう。
- ② 発注機関と受注者共通の意見である、市町村工事の受注状況を考慮した選定に向け、応札環境確認システムの構築を検討する。

（2）工事検査取扱要領の一部改正について（工事検査課）

- ① 工事検査取扱要領の別表2に、中間検査の省略規定を追加し、検査に馴染まない工事については省略できる旨を明確にした。
- ② ただし、契約担当者が特に必要と認めた場合には、中間検査を行うことを妨げるものではない。（工事検査取扱要領第9条第6項）

（3）改正品確法の運用指針の主なポイントについて（技術企画課）

- ① 現在運用指針の各項目の現状を分析している。
- ② 国交省が土木工事積算基準等を改定したが、正式な文書は到着していない。
- ③ 歩掛り変更は、国から半年遅れの10月になるため早く実施したい。



県土整備部との第12回意見交換会

◆意見交換

山崎会長→平成28・29年度格付について各地区に意見を求めたが、それぞれのランクの意見があり纏めるのが困難であった。常務理事会としても現状維持で良いのではないかという意見である。

本会→各地区の事情もあり、また、ランクで意見も違うため、県から案をもらい会員に伝えたい。

本会→土木・労務資材対策委員会は意見が纏まらなかった。

本会→発注状況が分からないため、県に決めていただきたい。

本会→建築委員会も同じ意見が出たため、現行でお願いしたい。

県→前年度比72%という骨格予算のなかで意見を求めた。無理な提案に対して意見をいただき感謝申し上げる。

本会→指名競争入札の県工事への参加意欲について、出先事務所が地区の状況を見極めて評価する仕組みをお願いしたい。

本会→請負契約書は対等の関係にあるため、発注者の意識改革の手段として、甲と乙ではなく名称を明記する方法に変更していただきたい。

本会→国の経費率変更に伴い県の方向性をいただいたが、地域維持型契約の4月以降のスライドはどうなるのか。

県→経費対応は検討していない。2月からの労務費引き上げについては、当初契約後の変更契約で対応している。

県→平成27年度の必要な経費は6月の肉付補正予算として対応したいし、予算確保に努めたい。

本会→指名競争入札についての発注機関の意見で、遠方の管外企業が指名されているとあるが、とび・土工・コンクリートを指すのか。

県→そのとおりである。全体的には一定の競争性は確保されている。意見交換会を継続して検証を行いたい。

本会→ハローワークに建設業界から他の産業に転職したいという若手技術者からの相談がある。年度末の過労対策からも、発注の平準化は市町村と調整に努めるのではなく、実施していただきたい。

県→市町村との情報の共有化が大切である。

県→用地取得や設計を考えると、後ろ倒しが現実的であるが、簡単に明許繰り越しをして良いのかという問題もある。

県→発注してから着工するまでの余裕期間について検討が必要である。

本会→業界が疲弊する中、平準化発注の宮崎版が必要である。

県→本県は債務負担行為が多い。議会の承認が必要であるが、上期から承認をとるのは困難である。

本会→地域の実情に応じて、地域企業育成成型を優先して発注していただきたい。各入札制度で発注割合の件数を厳格に実施すると地元業者が落札できない。

県→各入札制度を使う件数は目安であり、しばっているものではない。

本会→施工パッケージの積算基準改定はいつからになるのか。

県→国から半年遅れる。

福岡課長→来年度も意見交換会をよろしく願いたい。

以上、午後4時40分、意見交換会を終了した。

3. 平成27年度予算審議等理事会報告について

来年度の予算について審議する理事会を3月25日（水）、宮崎観光ホテル東館2階「日向」において役員46名（理事45名、監事1名：定足数全理事の91.3%）が出席して開催され、定款第34条第1項により、理事の過半数が必要であり、有効である旨報告し、開催された。

山崎会長が議長となり、下記の事項に審議が行われ、満場一致にて全議案承認された。
議案については次のとおり。

◆報告事項

- (1) 防災・減災システム整備計画に係る予算等変更について
- (2) 平成26年度決算見込みについて

◆審議事項

第1号議案 平成27年度事業計画案並びに収支予算案について

【参考資料】

- 参考1 収支予算案について（説明版）
参考2 CM広告予算案（戦略的広報活動）について

第2号議案 定款の一部改正(案)について

第3号議案 役員の欠員に伴う補充選任(案)について

そ の 他 (1) 理事選出後の会長・副会長等の選出について
(2) その他



山崎会長挨拶



理 事 会

4. 常置委員会開催結果報告

(1) 予算審議等総務委員会

来年度の予算等を審議する総務委員会を開催し、全会一致にて承認された。
主な審議事項については次のとおり。

開催日	主な審議事項
H27.3.4	◆報告事項 (1) 防災・減災システム整備計画に係る予算等変更について (2) 平成26年度決算見込みについて ◆審議事項 第1号議案 平成27年度事業計画案並びに収支予算案について (参考説明 CM広告予算案（戦略的広報活動）) 第2号議案 定款の一部改正（案）について 第3号議案 役員の欠員に伴う補充選任（案）について そ の 他 (1) 理事選出後の会長・副会長等の選出について (2) その他

(2) 第2回建築委員会

平成26年度第2回目の建築委員会を開催した。平成28・29年度の建築一式に係る格付の発注標準額や業者数等を本会独自資料を含めて協議したが、それぞれのランクにて意見があるため、現行どおり、提案はしないことで常務理事会へ報告することが決定された。主な審議事項については次のとおり。

開催日	主な審議事項
H27.3.10	(1) 第2回九州建設業協会建築委員会の各県提案議題・各県回答について (2) 委員、地区協会からの提案議題・要望について (3) 宮崎県平成28・29年度格付(建築一式)について (4) その他 参考資料 大臣官房官庁営繕部 「営繕積算方式」活用マニュアル【普及版】

(3) 第2回国土交通委員会

平成26年度第2回目の国土交通委員会を開催した。

国への提案・要望を速やかに反映するため、来年度は委員会と河川国道事務所との意見交換会を数回実施計画し、より密度の濃い委員会活動を図っていくこととなった。

主な審議事項については次のとおり。

開催日	主な審議事項
H27.3.11	(1) 平成26年度国土交通省との意見交換等の経過 ①平成26年11月12日地域・定例懇談会 ②平成27年2月5日延岡河川国道事務所 ③平成27年2月27日宮崎河川国道事務所 ④平成27年3月2日九州建設業協会と九州地方整備局 (2) 委員からの提案議題について 各委員より12項目の提案があり、受注偏重、受注拡大、入札参加拡大等を主に協議。 提案の内容が矛盾する項目もあるため整理をし、河川国道事務所との意見交換会に臨む ことでまとめられた。 (3) 平成27年度の予定

(4) 第2回土木・労務資材対策委員会の報告

平成26年度第2回九州建設業協会土木委員会が開催され、当委員会の報告などを兼ねて第2回土木・労務資材対策委員会を開催しましたので報告致します。

開催日	主な審議事項
H27.3.12	・九州建設業協会土木委員会では、小規模工事の歩掛かりの見直し、既存の乖離した施工歩掛かりの変更などについて意見交換され、国土交通省との意見交換会の場合を検討したいとありました。 ・第2回土木・労務資材対策委員会では、交通誘導員の員数変更や新卒者の確保などについて議論された。

(5) 第5回農業土木委員会の報告

平成26年度から、新たに設置された県農政水産部との意見交換の場である農業土木委員会を合計5回開催しました。第4回までの協議事項は、会報3月号に掲載しています。第5回は下記のとおりです。

開催日	主な審議事項
H27.3.17	・残土処理数量のロス計上はしないよう統一する。 ・管工事の小口径の出来形管理の頻度や施工延長の短いものについて簡素化できないか検討する。 ・表層工を主体とした舗装補修工事や当初契約工期が90日以内の工事等中間検査の省略規定を追加した。 ・その他、継続して協議する項目などを確認しました。

5. 改正品確法並びに担い手の確保・育成について 宮崎県知事等へ要望

(一社)宮崎県建設業協会(会長 山崎 司)と宮崎県建設産業団体連合会は、下記日時において、河野県知事、大田原県土整備部長等宮崎県等に対して改正品確法並びに担い手の確保・育成について要望を行った。

また、市町村へも随時、支部協会より陳情・要望を実施する。
要望項目は下記のとおりである。

【必ず実施すべき事項】

- (1) 予定価格の適正な設定
- (2) 歩切りの根拠
- (3) 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- (4) 適切な設計変更
- (5) 発注者間の連携体制の構築

【実施に努める事項】

- (1) 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用
- (2) 発注や施工時期の平準化
- (3) 見積りの活用
- (4) 受注者との情報共有、協議の迅速化
- (5) 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価
- (6) 調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択

【受注者の責務】

適正な工事実施のために必要な技術力の向上、技能労働者等の確保・育成、賃金等を含む労働環境の改善などの受注者の責務に積極的に取り組む

日 時	要望先	要 望	
H27.3.20	◆国土交通省宮崎港湾・空港整備事務所 藤田所長		
H27.3.25	◆宮崎県 河野宮崎県知事		
	◆宮崎県 徳永環境森林部長		
	◆宮崎県 緒方農政水産部長		
	◆宮崎県 大田原県土整備部長		
H27.3.26	◆国土交通省宮崎河川国道事務所 竹林所長		

6. 建設業若年者入職促進・人材育成事業（地域人づくり事業）の実施状況について

(1) 雇用実績

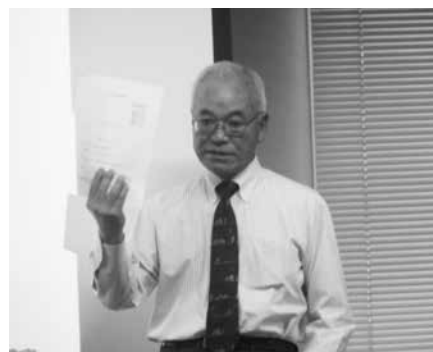
13人 / 26人（平成27年3月26日現在）

(2) 年代別一覧（人）

項目 年代	性 別			技術系			事務系			建設業の経験		
	男 性	女 性	合 計	男 性	女 性	合 計	男 性	女 性	合 計	有	無	合 計
10代	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1
20代	4	1	5	3	0	3	1	1	2	1	4	5
30代	4	1	5	4	0	4	0	1	1	2	3	5
40代	2	0	2	1	0	1	1	0	1	2	0	2
小 計	11	2	13	9	0	9	2	2	4	5	8	13
合 計	13			13						13		

(3) 集合研修

研修名	第5回 建設業に関する法規研修
日 時	平成27年3月26日（木）13時30分から15時30分 宮崎県建設会館 5階 会議室
講 師	宮崎県土木施工管理技士会 登録講師 ㈱共同技術コンサルタント 技術部 技師長 小城 文男 氏
内 容	①建設工事請負契約約款に関すること ②建設業者間での下請負契約について ③その他
参加者	13人



第5回 建設業に関する法規研修

小城 文男 氏

事業協同組合



地域建設業経営強化融資制度について

※ 平成27年4月1日より助成金利が変わりました。

※ 平成27年度は、建設業金融円滑化基金または建設業債権保全基金のすべてが取り崩された場合、その時点で助成終了。(終了予定平成27年9月、終了後は従来の債権譲渡契約となります)

1. 制度概要

- ・工事未完成部分を含む債権譲渡契約（国から0.5%を上限に貸付金利の助成）。
- ・新制度において工事未完成部分は、保証事業会社が債務保証を行う。

2. 制度実施期間

- ・建設業金融円滑化基金または建設業債権保全基金が、すべて取り崩された場合、その時点で助成終了。

3. 対象となる建設企業

- ・公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業

4. 対象となる工事

- ・国、地方公共団体等の発注する工事を対象。
※ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。
- ・当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと発注者が認めた日以降。
- ・保証事業会社による金融保証（出来高を超える部分、未完成部分）を受ける時は、前払金の支払を受けた工事対象。（金融保証（出来高を超える部分）を受けとらない時は、前払金を受け取らなくても可）

5. 事務手続き等

- ・窓口……………宮崎県建設事業協同組合
- ・貸付金利……………2.2% ～ 2.85%（※未完成部分は別途金利必要）
- ・事務手数料……………0.07% ～ 0.15%（※未完成部分は別途手数料必要）
- ・契約書類……………地域建設業経営強化融資専用債権譲渡契約用紙

事務の流れ（注意 手続き申請には、余裕をもっておこなってください）

- ① 地域建設業経営強化融資用契約用紙（債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚）に必要事項を書き込み、合計2枚を組合へ送付。
（注意 書き込み時には、印鑑押印、印紙貼り付けはしないでください。）
- ② 組合にて内容確認後、組合印鑑を押印し、合計6枚を返送。
（債権譲渡契約証書3枚、債権譲渡契約依頼書3枚、発注者控1枚毎、組合控1枚毎、企業控1枚毎）
- ③ 返送された書類に、印鑑を押印、印紙を貼り付け。
- ④ 発注者へ申請。（債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書3枚を提出）
- ⑤ 借入時に組合へ提出。（債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚を提出）
（注意 融資申込み時の借入申込書等の書類は現状書式）

組合

地域建設業強化融資制度に係る融資額と工事残代金の精算(モデルケース)

【前提条件】 ①請負金額1億円 ②前払金4,000万円 ③工事出来高70% ④契約保証金1,000万円
⑤債権譲渡額6,000万円

●融資可能額の計算例

※一般的な計算例であり、実際の算定方法は組合等によって異なります。

●事業協同組合等による転貸融資額

①請負金額×③出来高－②前払金－④契約保証金

融資金額 1,800万円 (1億円×70%－4,000万円－1,000万円)×90%(掛け目)

●保証事業会社の金融保証による融資額(最大限に融資を受けた場合)

①請負金額－②前払金－④契約保証金－事業協同組合等による融資金額

融資金額 3,200万円 (1億円－4,000万円－1,000万円－1,800万円)

※
最大融資
可能額

5,000万円

●工事完成の場合の工事残代金の精算

A 工事残代金額 6,000万円(1億円－4,000万円)

B 違約金充当額 0円

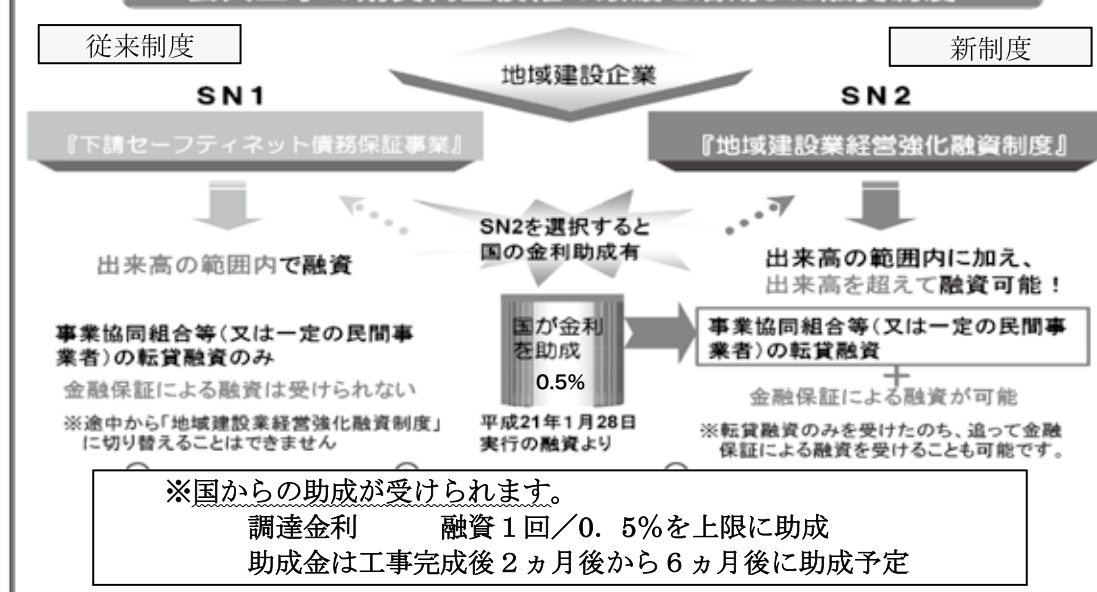
- ①発注者による協同組合等への支払金額 6,000万円(A－B)
- ②事業協同組合等による組合融資への充当額 1,800万円
- ③事業協同組合等による保証会社への支払額 4,200万円(①－②)
- ④保証事業会社による銀行への返済額 3,200万円
- ⑤保証事業会社から建設企業への支払金額 1,000万円

注1:実際の融資額は、工事の出来高、保証会社の審査、融資を行う金融機関の対応等により異なります。

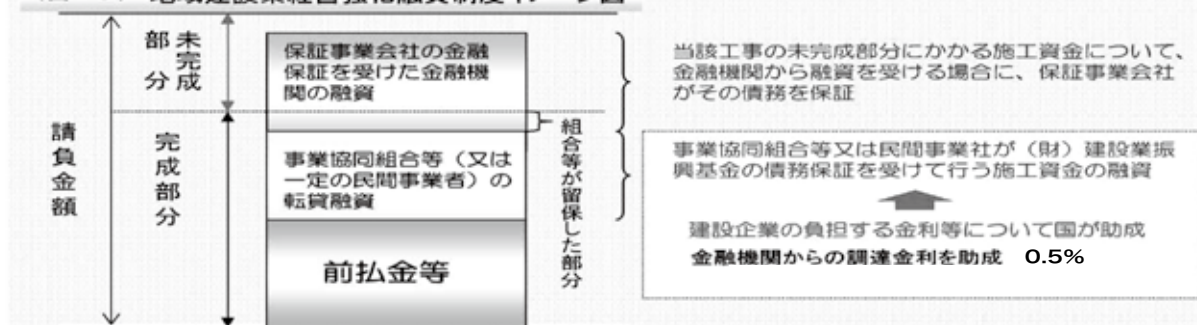
注2:融資にあたっては金融機関に支払う借入金利のほか、事業協同組合等や保証事業会社に支払う保証料等が必要になります。

注3:保証事業会社の保証料は日歩3厘(年利換算1.095%)となります。

公共工事の請負代金債権の譲渡を活用した融資制度



(図-3) 地域建設業経営強化融資制度イメージ図



技士会

1. 平成27年度 1 級 (学科) ・ 2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

宮崎県土木施工管理技士会では、(一社)宮崎県建設業協会の後援により 1 級・2 級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を毎年開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者には好評をいただいております。

平成27年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

日 程	1 級学科講習 6 日間	
	平成 27 年 5 月 13 日 (水) ～ 5 月 15 日 (金) 平成 27 年 5 月 27 日 (水) ～ 5 月 29 日 (金)	
	2 級学科・実地講習 6 日間	
	平成 27 年 7 月 22 日 (水) ～ 7 月 24 日 (金) 平成 27 年 7 月 29 日 (水) ～ 7 月 31 日 (金)	
会員受講料	1 級学科講習 40,000 円 2 級講習 39,000 円 (テキスト・実力テスト・問題集を含む)	
場 所	宮崎県建設会館 宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号	
お問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0 9 8 5 - 3 1 - 4 6 9 6 または各地区建設業協会	

2. 平成27年度 1 ・ 2 級土木施工管理技術検定試験の 申込書受付について (お知らせ)

平成27年度の 1 ・ 2 級土木施工管理技術検定試験の申込書受付が始まりました。試験日は 1 級学科が 7 月、2 級は 10 月ですが、受付期間は、いずれも年度初めになっております。申込み手続きをお忘れないようにしてください。

この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと (1 級については学科試験に合格後実地試験有)、土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者 (1 級のみ) になることができる土木施工管理技士の国家資格を取得できます。

受付期間	1 級	平成 27 年 4 月 1 日 (水) ～ 4 月 15 日 (水)
	2 級	平成 27 年 4 月 14 日 (火) ～ 4 月 28 日 (火)

詳しくは (一財) 全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 平成27年度監理技術者講習の日程お知らせ

監理技術者講習につきましては、現行の建設業法では講習受講修了証が必要なため、平成27年度も（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の講習を下記日程で実施します。

日 程	場 所
平成 27 年 5 月 18 日（月）	宮崎県建設会館
平成 27 年 7 月 28 日（火）	”
平成 27 年 11 月 12 日（木）	”

監理技術者とは、

- 発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額 3,000 万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。
- 監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。
- また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

4. 平成27年度（公財）宮崎県建設技術推進機構主催研修会

平成27年度の（公財）宮崎県建設技術推進機構主催によります建設業技術者を対象にした研修会が下表のとおり計画されております。研修会場はいずれも宮崎県建設技術センターです。CPDSの学習プログラムの登録が予定されており、ユニット取得の機会です。また、入札参加資格審査における「研修会・講習会等の受講」対象にもなります。自己研鑽の場として利用してください。

日 程	教 室	開催予定日	受講者 予定数	日 程	教 室	開催予定日	受講者 予定数
公共事業実務研修	大 教 室	4月17日	100	コンクリート研修	大 教 室	7月30日	70
測量研修	情報処理室	5月18・19日	35	沿道修景	大 教 室	9月4日	60
土木施工管理研修	大 教 室	5月22・28日	120	舗装研修	中 教 室	9月8・9日	60
法面研修	大 教 室	6月4日	100	地質研修	大 教 室	10月1・2日	50
会計検査対策研修	大 教 室	7月10日	30	安全管理研修	大 教 室	10月9日	70
補強土壁研修	大 教 室	7月16日	80	電子納品	情報処理室	8月・10月・12月	各 15

5. JCM技術論文“現場の失敗”原稿募集

（一社）全国土木施工管理技士会連合会では、現場での失敗事例を募集しております。この応募で受理されますと、主執筆者には10ユニット、共同執筆者には2ユニット付与されます。応募対象者は、1・2級土木施工管理技士有資格者で、内容は、技士自身あるいは身近で起こった、他の施工管理技士の参考となる現場での失敗に関する論文となっております。締め切りは、**平成27年8月28日（金）**です。応募料金は、技士会会員は無料です。詳しくは、（一社）全国土木施工管理技士会連合会のホームページの技術論文“現場の失敗”原稿募集の応募要領を参考にしてください。

建退共

1. 建退共への加入のおすすめ

建設業界の皆様へ

福祉の増進と企業の振興のための国の退職金制度です。

- 宮崎県では3千社が加入、5万人の建設現場の就業者が退職金支給対象となっています。
- これまでに累計で280億円の退職金(最高額は720万円)をお支払いしています。(平成26年12月末現在)

建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも寄与！

- ◎法律に基づき運営される国が作った制度
- ◎建退共加入と適正実施により「経営事項審査」で加点評価
- ◎国からの財政上の支援(国の助成により掛金の一部が免除)
- ◎便利な提携施設の割引サービス

特
長

- ◎掛金は金額非課税(損金または必要経費に算入できます)
- ◎複数の企業間で就業して通算して退職金を支給
- ◎加入の手続きは簡単(各都道府県の建退共支部で加入)

こんなに有利！

掛金納付年数	掛金総額	退職金額
40年	312万円	563万円
35年	273万円	461万円
30年	234万円	372万円
25年	195万円	293万円
20年	158万円	221万円
15年	117万円	158万円
10年	78万円	94万円

※退職金額は、1年につき、310円(1日)×21日(1ヶ月)×12月(1年)の掛金を納めた時の金額
※1万円未満は、四捨五入しています。

- 加入できる事業主
建設業を営む事業主

- 対象となる労働者
建設業の現場で働く方

- 掛金は
一日 310円(加入労働者ひとり)

建退共に参加の事業主の皆様へ

建退共制度の利用に当たっては、下記の七点にご留意ください。

- ① 共済証紙の購入は、元請・下請を含めた対象労働者と就労日数に応じた額を購入してください。
- ② 公共工事・民間工事を問わず共済手帳に就労状況に応じた共済証紙の貼付を忘れずをお願いします。
- ③ 掛金の負担は、全額事業主負担となっております。
- ④ 被共済者本人に共済証紙の貼付状況を確認させてください。
- ⑤ 共済手帳に250日分貼り終えたらすみやかに更新手続きを行ってください。
- ⑥ 被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡しく下さい。
また、退職金の受給資格を有する被共済者に退職金請求のご指導をお願いします。
- ⑦ 被共済者が事業所の代表者又は役員報酬を受けることになった場合は継続加入することは、できません。



《お問い合わせ》※建退共のホームページもご覧ください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

宮崎県支部

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館3F
TEL 0985-20-8867

東京本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号 ニッセイ池袋ビル
TEL 03-6731-2866

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数
1月末計	社 2,816	名 48,610
加 入	2	128
脱 退	24	103
2月末計	2,794	48,635

区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (1月の状況)
前年度まで の 累 計	冊 408,692	件 46,358	千円 28,007,936	千円 113,928,163
当 月 分	826	98	96,839	44,035
26 年度分	8,685	886	733,542	629,725
制 度 創 設 累 計	417,377	47,244	28,741,478	114,557,888

厚生年金基金

事業概況（2月分）

1. 適 用

（平成27年2月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
291	3,400	515	3,915

2. 給 付

（1）老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成26年度）

（金額：円）

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	24	7,462,400	222	67,458,800
	失 権 者	14	2,967,600	96	16,235,100
選 択 一 時 金		0	0	406	259,872,900
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		7	1,061,000	181	29,295,900
遺 族 一 時 金		0	0	5	4,937,700

（2）年金受給権者数

（金額：円）

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
6,139	1,356,345,000	6,048	1,304,678,100	32	18,859,700	59	32,807,200

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	17,855,089,910
----------	----------------

建災防

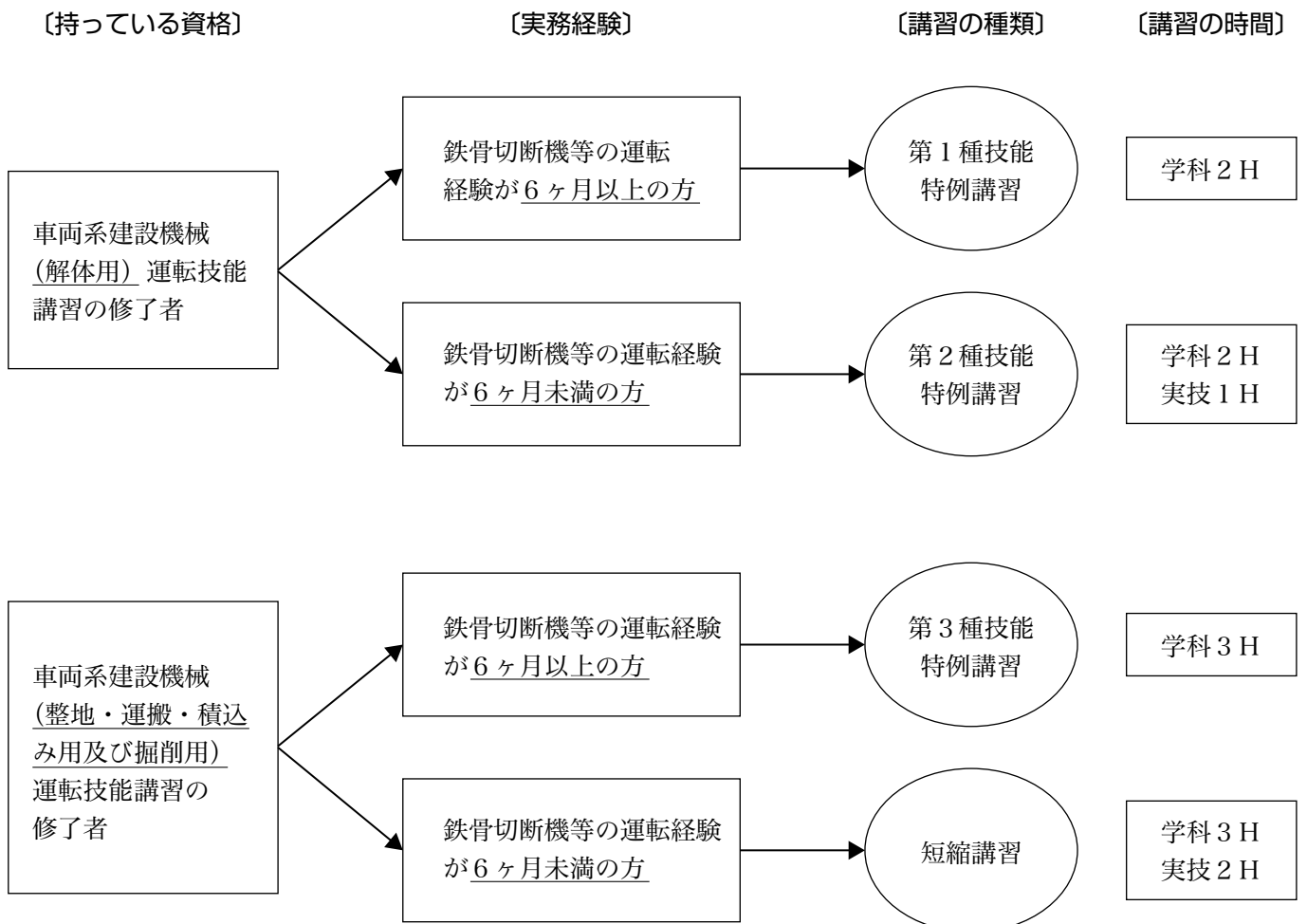
1. 解体用機械の「特例講習」について

労働安全衛生規則の改正（平成25年7月1日施行）により、解体用車両系建設機械の鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機の運転についても資格が必要になりましたが、下記のとおり、持っている資格や経験によって、学科講習や実技を一部免除する猶予措置が設けられ、「特例講習」を実施してまいりました。

しかし、その猶予期間が、**平成27年6月30日**で終了しますので、これまでに受講されますよう案内します。なお、これ以降は資格や経験に関係なく、全て「短縮講習」を受講しなければならないこととなりますのでご注意ください。

〔解体用機械の講習日程〕

講習の場所	開催日	講習の種類
宮崎県建設技術センター	平成27年 4月27日（月）	第1種・第3種特例講習
宮崎県建設技術センター	平成27年 4月28日（火）	第2種特例講習、短縮講習
延岡建設会館	平成27年 5月26日（火）	全ての種類
宮崎県建設技術センター	平成27年 6月24日（水）	全ての種類
宮崎県建設技術センター	平成27年 11月25日（水）	短縮講習



2. 平成26年に県内で発生した死亡災害

※番号の1、10、14は、建設業で発生したものです。

(宮崎労働局発表資料)

番号	月	事故の型	起因物	業種	年齢	経験期間	災害の概要
1	1月	交通事故	乗用車	その他の建設	30代	8年	被災者が運転する普通自動車が、国道10号線の緩やかな左カーブにおいて、対向車線にはみ出し、対向してきた大型自動車と正面衝突した。
2	1月	激突され	立木等	木材伐出業	60代	50年	同僚の伐倒した杉が予定と違った方向に倒れ、約15m離れたところでその作業を見ていた被災者に当たった。
3	2月	飛来・落下	地山・岩石	木材伐出業	30代	3か月	グラップルで伐倒木を斜面下方の土場に移動させたところ、その伐倒木が斜面上に集積した他の伐倒木等の上を滑るように約50m滑落し、玉切材を積み込むため土場近くの林内作業中で待機していた被災者の左脇腹を直撃した。
4	2月	その他	起因物なし	道路旅客運送	50代	10年	運転手であった被災者が、待機場に停車させた車両の運転席において、過重労働により急性心筋梗塞を発症した。
5	3月	飛来・落下	フォークリフト	食料品製造業	60代	39年	脱気装置をフォークリフトで後進させながら運搬していたところ、フォークリフトの左前輪部の路盤が陥没し、フォーク上に積まれた脱気装置が近くにいた被災者に倒れかかり、地上を歩いていた水管との間に挟まれた。
6	3月	交通事故	乗用車	警備業	20代	4年	工事現場で交通誘導を行っていたところ、大型トラックを追い越すため対向車線を走行してきた軽自動車にはねられた。
7	4月	墜落・転落	不整地運搬車	木材伐出業	10代	1ヶ月	集材造材現場において、被災者が運転する不整地運搬車が作業路の路肩から転落し、不整地運搬車の下敷きになった。
8	6月	はさまれ	機械集材装	木材伐出業	40代	5年	集材現場において、先山で集材機のスリングワイヤロープ（荷掛用）を伐倒木に掛ける作業に従事していた被災者からつり上げの合図を最後に無線の応答が無くなったため、同僚が様子を確認に行ったところ、被災者が、伐倒木と集材機でつり上げようとしていた伐倒木との間に上半身がはさまれた状態で発見された。
9	7月	はさまれ	混合・粉砕機	砂利採取業	50代	28年	砕石プラントにおいて、被災者が砕石機への原石投入作業を行っていたところ、原石粉砕箇所に墜落した。休憩時間になっても被災者が事務所へ戻ってこなかったため同僚が捜したところ、砕石が積み上げられた石山の上方で倒れていた。
10	8月	はさまれ	トラック	道路建設工事業	50代	16年	道路補修工事現場において、施工したコンクリート舗装道（勾配12度の坂道）の路肩の埋戻し作業を行うため、砕石を乗せたトラックを当該舗装道に停車させたところ、しばらくしてトラックが後進し始め、トラックの後方にいた被災者がひかれた。
11	8月	交通事故	移動式クレーン	その他の事業	50代	17年	建設現場での作業終了後、帰社途中、被災者が運転する移動式クレーンが村道の緩やかな右カーブ（ガードレールなし）において、道路から約15m下の谷に転落し、移動式クレーンの下敷きとなった。
12	9月	はさまれ	帯のご盤	製材業	20代	8年	ツインテーブル（帯のご盤）で木材（長さ4m）を切るため、被災者は手工具を使用して木材を押さえた状態で同僚が操作盤を操作したところ、ツインテーブルのテーブルが被災者側に動き、テーブルとコンベアとの間に挟まれた。
13	10月	交通事故	バイク	新聞販売業	70代	12年	三輪原付バイクで新聞配達を行っていた被災者が、配達先の民家から道路に出たところ、走行してきたトラックと衝突した。
14	10月	おぼれ	水	土木工事業	40代	7年	太陽光パネル造成工事現場内の調整池の排水パイプが詰まったため、5名で排水パイプのゴミを取り除く作業等を行っていたところ、被災者は調整池内の排水パイプ（20cm）に左脚の太もも付け根まで吸い込まれ抜けなくなり、流入してきた雨水に溺れた。
15	12月	墜落・転落	建築物、構築物	その他の事業	20代	3年	陸上競技場の国旗掲揚台（地面から高さ約6m）の掲揚ポールに掛かっていた松の木の枝を、国旗掲揚台上に約2mの脚立を設置し、脚立の天板にまたがり高枝剪定鋏の鋸で切っていたところ、バランスを崩し、約8m下のコンクリート上に墜落した。

火薬協会

1. 火薬関係の資格試験日程について

平成27年度の火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）、火薬類製造保安責任者試験（丙種）は、下記の日程で実施されます。

(1) 試験の日程

- 願書受付 平成27年6月23日（火）から7月2日（木）まで
- **試験日 平成27年9月6日（日）**
- 試験場所 宮崎サザンビューティ美容専門学校（宮崎市老松2丁目1-17）

(2) 受験用の試験問題集は、協会で販売しています。

平成27年度版完全対策（受験対策講習会使用テキスト） 3,100円

(3) 試験願書や試験案内等は、宮崎県火薬保安協会に問い合わせてください。

試験願書等は、県内各地区の建設業協会にも準備しています。

（5月末には、各地区協会に送付予定です。）

※ 試験願書や試験案内等の送付を希望される方は、宮崎県火薬保安協会に申し込んでください。

2. 受験対策講習会の開催について （火薬類取扱保安責任者甲・乙対象）

(1) 開催場所 宮崎県建設会館 5 階会議室

(2) 開催月日 平成27年7月16日（木曜日～一般火薬学）、17日（金曜日～法令）

両日とも時間は、午前9時から午後4時30分まで

※ 養成講習は、事前申込みが必要です。会員は、14,100円、非会員は、17,100円（テキスト代を含む）

※ 養成講習は、全国火薬類保安協会登録講師が担当します。

3. 火薬類報告書の提出期限の徹底について （宮崎県消防保安課からのお願い）

法施行規則第81条の14の規定により、宮崎県又は宮崎市に提出する下記の報告書の提出期限は、

平成27年4月30日（木） までになっていますのでご注意ください。

報告が必要な方	報告の内容
火薬類の販売事業者	法施行規則第11条第1項の記載事項について、平成26年度分を集計した報告書
火薬庫の所有者又は占有者	法施行規則第33条第1項の記載事項について、平成26年度分を集計した報告書
1か月の火薬又は爆薬の消費量が25kg以上の消費者	法施行規則第56条の5第1項の記載事項について、平成26年度分を集計した報告書

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位:件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成26年度	227	▲11.7%	5,578	▲47.8%	4,444	▲8.1%	131,009	▲15.5%
平成25年度	257	▲15.5%	10,679	45.1%	4,836	15.6%	155,020	25.7%
平成24年度	304	▲18.9%	7,357	17.2%	4,183	▲4.6%	123,277	10.0%

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

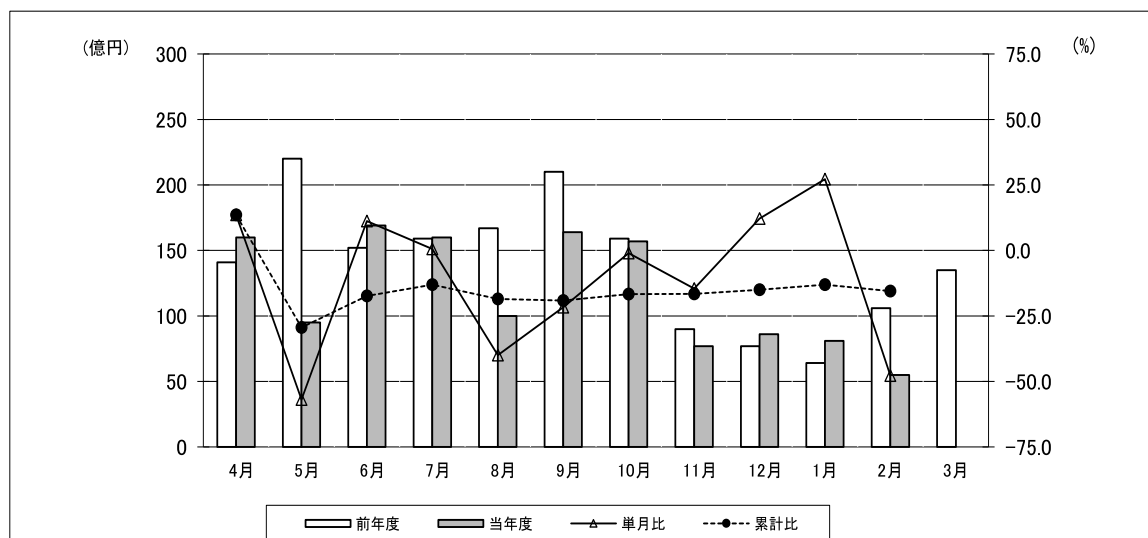
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	7	▲56.2%	1,337	▲77.9%	272	▲28.8%	30,206	▲24.8%
独立行政法人等	4	▲33.3%	104	▲68.8%	30	▲50.8%	2,950	▲73.6%
県	115	15.0%	2,342	▲22.6%	1,659	▲4.3%	42,933	▲8.4%
市町村	97	▲28.1%	1,321	4.6%	2,431	▲6.8%	51,449	3.7%
その他	4	<	473	6831.2%	52	▲1.9%	3,469	▲51.8%
計	227	▲11.7%	5,578	▲47.8%	4,444	▲8.1%	131,009	▲15.5%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	48	14.3%	1,537	▲57.4%	892	▲8.0%	30,791	▲10.7%
高 岡	7	250.0%	93	448.3%	150	▲2.6%	2,555	▲13.1%
西 都	7	▲53.3%	109	▲84.7%	295	2.8%	8,204	11.6%
高 鍋	12	▲14.3%	363	17.0%	262	▲4.0%	9,892	1.7%
日 南	16	▲23.8%	751	▲70.8%	256	▲13.5%	9,286	▲36.5%
串 間	6	▲50.0%	142	▲77.7%	180	▲2.7%	4,174	11.3%
都 城	18	▲33.3%	669	82.7%	550	▲4.7%	15,567	▲32.6%
小 林	22	▲8.3%	658	▲21.9%	449	▲12.1%	11,151	▲10.1%
日 向	33	6.5%	612	▲40.4%	684	▲3.3%	14,860	▲36.8%
延 岡	23	0.0%	405	53.2%	375	▲14.8%	17,389	7.6%
西臼杵	35	▲23.9%	235	▲23.3%	351	▲19.5%	7,133	2.0%
計	227	▲11.7%	5,578	▲47.8%	4,444	▲8.1%	131,009	▲15.5%

< 月別請負金額(前払保証分) >



2. 中間前払金制度のご案内

中間前払金制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

■ 制度採用発注者

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、西米良村、国土交通省、農林水産省など。

■ 請求可能時期

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

■ 中間前払のメリット

- ① 簡単な手順で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

■ 保証申込時に必要な書類

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※ 認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。

中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前払認定請求書（申請書）」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成26年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成27年2月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
国土交通省	14	7,229,302	▲6.7%	270.9%
農林水産省	1	28,080	<	<
九州防衛局	1	261,565	<	<
宮崎県	150	7,730,081	▲18.5%	6.0%
宮崎市	48	2,200,022	▲5.9%	38.9%
都城市	18	1,154,526	▲33.3%	▲28.2%
延岡市	29	1,202,833	3.6%	111.6%
日南市	4	411,884	0.0%	▲47.1%
小林市	10	624,234	▲16.7%	155.0%
日向市	5	353,905	25.0%	402.8%
西都市	7	767,212	133.3%	1850.7%
えびの市	1	10,454	0.0%	▲89.6%
国富町	1	40,111	0.0%	180.9%
高千穂町	1	28,080	0.0%	386.2%
日之影町	1	37,905	▲50.0%	▲52.8%
美郷町	2	217,734	▲60.0%	▲23.9%
諸塚村	2	85,536	<	<
宮崎大学	4	1,536,516	33.3%	48.1%
その他公共的団体	3	408,178	200.0%	105.9%
計	302	24,328,162	▲13.0%	49.5%

● 問い合わせ先：西日本建設業保証（株）宮崎支店 TEL 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167

URL <http://www.wjcs.net/>

公益財団の

平成27年4月から
無事故割引率が**2割**拡大しました!

建設共済保険

法定外労災補償制度

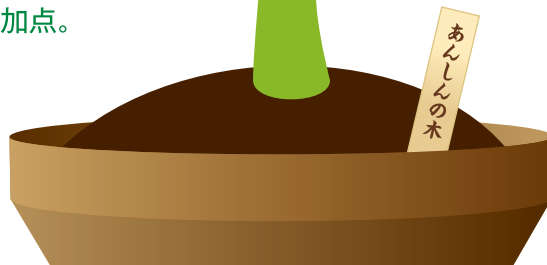
充実した制度で



保険料が安い



- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。



公益財団法人 **建設業福祉共済団**

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

〔育英奨学事業〕

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不
要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは **Tel.03-3591-8451**

建設共済保険

検索